

係船岸壁使用料の使用回数に応じた減額について

1 趣旨

川崎港の公共ふ頭を数多く使用する船舶又は運航者に対し、その使用回数に応じて一定のメリットを与えることにより川崎港の利用の継続を確保するとともに、新たな利用の促進を図り、もって川崎港の振興に寄与するため、次のとおり係船岸壁使用料の減額を実施する。

2 根拠

川崎市港湾施設条例第14条及び同施行規則第4条の3第4号

3 減額内容

(1) 内航船舶

公共ふ頭を、月に4回以上使用した総トン数700トン以上で同一の運航者によって運航される同一船舶について、当該船舶の4回目以後の使用に係る係船岸壁使用料の10%を減額する。（船舶単位で実施する）

ただし、同一申請者による使用の場合に限る。

(2) 外航船舶

公共ふ頭を、総トン数3,000トン以上の船舶で月に4回以上使用した同一運航者について、当該運航者の4回目以後の使用に係る船舶の係船岸壁使用料の10%を減額する。（運航者単位で実施する）

ただし、同一申請者による使用の場合に限る。

4 実施基準

この減額は、川崎コンテナ岸壁には適用しない。

5 実施時期

この減額は、平成13年4月1日以後に着岸する船舶に対し実施する。

6 その他

この基準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 申請者とは、川崎市港湾施設条例施行規則第1条の7第1項第1号に定める係留施設等利用許可申請書（第1号様式）の申請者の欄に記載された者をいう。
- (2) 運航者とは、川崎市港湾施設条例施行規則第1条の7第1項第1号に定める係留施設等利用許可申請書（第1号様式）の運航者の欄に記載された者をいう。